

京都市告示第 116 号

生活保護法第50条の2の規定により、次の介護機関から変更、休止及び廃止の届出がありました。

平成19年6月29日

京都市長 榎本頼兼

介護機関名称変更

サービスの種類	変更前名称	変更後名称	変更年月日
訪問介護	京都市在宅介護支援センター・紫雲苑	三幸会生活サポートセンター・ホームヘルプ事業所北山	平成19年4月1日

介護機関所在地変更

サービスの種類	名称	変更前所在地	変更後所在地	変更年月日
訪問介護	三幸会生活サポートセンター・ホームヘルプ事業所北山	左京区岩倉上蔵町303番地	左京区岩倉上蔵町158番地	平成19年4月1日

介護機関休止

サービスの種類	名称	所在地	休止年月日
居宅療養管理指導	伊藤医院	右京区西京極堤外町1番地の29	平成19年5月1日
介護予防居宅療養管理指導	伊藤医院	右京区西京極堤外町1番地の29	平成19年5月1日

介護機関廃止

サービスの種類	名称	所在地	廃止年月日
訪問介護	明星スターケア 介護事業所	左京区一乗寺宮の東町 45番地	平成19年4月30日
居宅療養管理 指導	牧野医院	上京区千本通五辻上る西 入末広町	平成19年5月1日
居宅療養管理 指導	柏井歯科医院	北区小山上総町30番地 の2	平成19年5月6日
介護予防居宅 療養管理指導	牧野医院	上京区千本通五辻上る西 入末広町	平成19年5月1日
介護予防居宅 療養管理指導	柏井歯科医院	北区小山上総町30番地 の2	平成19年5月6日

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)